

平成22年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

平成22年6月8日(火曜日)午前10時03分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
5番	井坂悦司君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	坪井透君	環境経済部長	山口勝徑君
副市長	圓城寺和則君	土木部長	松澤徳三君
教育長	大竹三千代君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
議案第 3 3号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第 2 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 議案第33号 かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 かすみがうら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 かすみがうら市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第38号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第41号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得について

日程第 2 休会について

開 議 午前10時03分

○議長（桂木庸雄君）

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（桂木庸雄君）

諸般の報告を行います。

会期中に陳情等1件を受理し、お手元に配付しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

日程第 1 承認第 1 号ないし議案第 4 1 号

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、ないし議案第41号 災害対策特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得についてまでの11件を、かすみがうら市議会会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

なお、議案質疑につきましては、所属委員会の所管外のものとする事となっております。

また、質疑方法は一括質疑とし、質疑回数は3回までとすることとなっておりますので、あらかじめ申し上げます。

これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

お手元に概要があると思いますが、まず承認第1号の専決処分、これは税制の改正に伴う住民税の天引きの件であります。

年金からのいわゆる住民税の天引きがされる制度というのが、昨年の10月から始まって、その開始前に通知を受けた年金生活者は大変な怒りと、不安が広がったわけでありました。その住民税の天引きの対象となるのが、個人住民税を納税する65歳以上の公的年金の受給者。これまでは住民税は年4回に分けて、役所や銀行に出向いて納める普通徴収というやり方がとられておりました。

しかし昨年度10月から支給される年金が勝手に天引きされる、いわゆる特別徴収と言われるものであります。今年度からは6回徴収ということになりますね。年金が6回ということですので、6回天引きされるということになるようであります。

そういう意味で、一昨年の改定で年金からの個人住民税の所得割額の天引きが行われていたにもかかわらず、給与所得者についてだけは、年金からの天引きが行われていませんでした。今回の改正で、本人が一般徴収を、いわゆる普通徴収を申請しなければ、給与所得から一括して天引きされるようになるということなんですけれども、これに対する基本的に普通徴収というのが原則だというふうに考えておりますが、市長の見解を求めたいと思います。

それと承認第2号の専決処分の事項、これは市道②2644号線流末排水整備工事第2工区。工期末の降雨により、施行に遅延が生じ、工期を延長する必要があったと。施行の「行」が違いますね。行うではなくて、工事の「工」ですね、この場合はね。としていますけれども、この請負業者は鹿洋建設ですね。

第1工区が株式会社萩原工務店なんですね。発注は平成21年の12月22日の入札であります。金額も大体同じぐらいの金額でありますね。そういう意味で萩原工務店のほうは問題はなかったけれども、この鹿洋建設のほうは問題があったと。工期の設定に無理があったのかというふうに、私1回思って調べたら、萩原工務店のほうはきちっとやっているわけでしょう。そういう点では工期の設定に無理がなかったというふうに考えるんですけれども、詳細な説明を求めたいと思います。

それと、第37号の議案、かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について、たばこ税の税率の引き上げだというふうに思います。これについて、市長の見解を求めたいと思います。

それから、議案第40号 平成22年度のかすみがうら市一般会計補正予算の第1号、企画費の公共交通対策事業についての詳細な説明と、交差点改良工事は何カ所かにわたっているのかという質問をしておきましたら、企画のほうから資料が提出されておりますので、これで十分だというふうに思います。疑問な点は後で個別に聞きたいと思います。

それから、議案の第41号 災害対応特殊水槽付消防自動車の取得についてということについてであります。指名競争入札、4月1日から予定価格、それから指名業者、これは事後公表になったと。事前公表はしておりませんね。総務部長。

私は、ただ入札の結果、これを見ますと、これまで私が今まで入札、談合の問題をずっと勉強したというか、いろいろやってまいりましたけれども、まさに1位不動の原則が働いているんですね。第1回、これ2回目でしょう、落札したのは。第1回目も鈴機ですか、これが入札。一番低い価格なんですね。これは談合の実態を示す一つの形態なんですよ。

最終的に落札率は99.68%。まさに100%に近いわけであります。私は指名業者をもっとふやすべきかなと思います。しかしこれに限定して指名業者がこの5社しかなければ、逆に一般競争入札に広くこの入札を求めるべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

以上。

○議長（桂木庸雄君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

まず、承認第1号の住民税等の徴収方法についての見解というようなことでございますので、お答えをしたいと思います。

個人の市民税の徴収方法につきましては、市税条例では給与所得者や65歳以上の公的年金の所得者につきましては、特別徴収の方法によると規定をしているところでございます。今回の改正で給与所得と公的年金を合算して、給与からの特別徴収としたものでありまして、事務を進める上でも納税通知及び納税の手続が簡素化されたところでございます。

また、徴収する側といたしましても滞納の防止、あるいはまた事務の合理化等も図られること

から、今後も給与からの特別徴収を推奨してまいりたいというふうに考えております。

それから議案第37号のたばこ税の税率引き上げについての見解というようなことでありますが、たばこ税の税率引き上げにつきましては、健康増進の観点からもその趣旨を踏まえまして、国民が健康になり、少しでも医療費の抑制につながる事になればというふうに考えておりますので、やむを得ない税率の引き上げではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまのご質問の中で、議案第40号 平成22年度一般会計補正予算（第1号）の中での企画費の公共交通対策事業につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の70ページをお開きいただきたいと思いますが、この中で、2款総務費の中の7目の企画費の説明欄で、公共交通対策事業、943万8000円の補正をお願いしている内容でございます。説明欄をごらんいただきたいと思いますが、13の乗り合いタクシー運行業務委託250万円の減額、1行飛びまして19のコミュニティーバス運行事業費補助金925万円の減額。この2つの減額につきましては、現在市が取り組んでおります乗り合いタクシー運行事業とコミュニティーバス運行事業につきまして、当初予算ということで1年間の事業費を計上しておりましたが、いろいろとこの前ご説明いたしましたように、新しい市の地域公共交通事業を10月1日から進める予定でございます。このため9月末日でこの2つの事業を廃止いたしますので、10月分以降の経費について減額補正する内容でございます。

加えまして説明欄中段の19、地域公共交通加入負担金、2118万8000円につきましては、ただいま申し上げましたように10月1日から新しい市の地域公共交通事業に取り組む予算でございます。この事業につきましては市が直接行う形ではございませんで、市の地域公共交通会議が主体となります。そういうことで市からの負担金という形で今回追加補正をお願いする内容でございます。

このように、新しい市の地域公共交通事業につきましては、公共交通会議が主体となりまして、国の認定を受けました地域公共交通活性化再生総合事業として、3カ年の実証運行を予定している内容でございます。

この詳しい計画内容及び実証運行の内容につきましては、以前全協で説明した経過もございませんが、別途資料を提示いたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

佐藤議員さんのご質問の承認第2号に係るお答えを申し上げます。

ご存じのように、議員さんのほうからもご説明ありましたけれども、市道㊦2644号線の流末排水整備工事の第2工区として発注をしてございます。

工期につきましては、平成21年の10月26日から3月26日までという中で工事を進めてまいった

ところでございます。もちろんその間工程会議を行い、十分に協議をしながら進め、現場での協議、検討も十分行ってまいったところでございます。

ご存じのように工事場所につきましては、排水路の整備でございますので、周辺が水田地帯、さらに山すそを流れる水路という状況の中で整備を行ってきたものでございます。

この間、3月前半、それから後半に降雨があったわけでございますが、それに基づきまして途中での変更等もございました。さらに後半の降雨によりまして、工事車両等の搬入経路に大変支障を来しまして、工事が遅延をしてしまったという状況の中で、今回の工期の延長という形の中でご承認を賜りたいということで、提案をさせていただいたところでございます。

よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

はい、お答えをいたします。

最初にご質問の4の、議案第40号の一般会計の補正予算の中で、②番でございます。交差点の改良工事の箇所は何カ所かというようなことでのご質問でございます。

この関係につきましては、500万円ほどの補正を計上させていただいております。設置される信号機につきましては1基でございます。かすみがうら地区にございます、田伏にございます十字路に、押しボタン式の信号を設置するというので、これまで地元からの要望があり、県警本部との協議をしてまいりまして、それらが22年度の中で実施をしていただくということになりまして、その信号の設置に伴いまして、関係する部分の整備が必要になるというようなことで、計上をさせていただいているものでございます。

また、5番の災害対策特殊水槽の関係の取得の関係でございます。

これにつきましては、ただいまもご質問にありましたが、指名業者をふやせないかというようなことではございますが、指名業者につきましては、県内の本店、支店の営業所を有するという地域条件をつけまして、消防自動車の納入実績があるということ踏まえまして、今回4社を選考委員会の中で決定をさせていただいたものでございます。

これらについては、救急車とか消防ポンプ、特殊車両等があると思います。いろいろな会社が受注できるというような状況でもございますが、今回のような特殊車両につきましては、納入実績が4社ということでございましたので、そういう会社の中で入札を行ったところでございます。

また、広く一般競争入札にしまして、実施できないかというようなご提案もございました。先ほどのご質問の中でもございましたように、入札制度につきましては、これまでもいろいろな観点から、入札制度の改革を行っております。今回のような特殊車両につきましては、県内でもほとんどの市町村が指名競争入札というようなことで実施をしている状況でございます。

そういうことを踏まえまして、実施をしているわけではございますが、ご提案もございましたので、今後の中でいろいろ調査なり研究をさせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

天引きの問題については簡便なやり方だということで、滞納の問題も含めてね。非常に取るほうにとっては便利かもしれませんが、押しつけられるほうにとっては、大変な問題だということになるわけでありませけれども、給与所得者の天引きについては、毎月の給料から一定額が天引きされるのかどうかですね。これをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、承認第2号については、第1工区と第2工区があるわけでしょう。金額も同じ。そして第1工区は終わっているんでしょう。どこに違いがあるのかということと同じなんでしょう、質問はね。水田地帯だとか3月前半と後半に降雨があったとかね。1工区には前半も後半も降雨はなかったんですか。あったんでしょう、同じでしょう。

条件の途中変更があったと、ではどういう変更だったのかと。つまり萩原工務店と鹿洋建設のこの違いを明確に述べなければいけないんですよ。どうですか、土木部長。

車両の進入にも問題があった。では設計が悪かったのではないですか。工事車両が進入できないような、そういう設計をやっていたんですか。一つ一つ違いがわからない。違いがよくわかるようにして、説明しなければいけないのではないですか。きちっとした答弁をしてください。

それと、健康増進の観点から、たばこ税の値上げ、必要だと、やむを得ないということですが、増税分の活用の仕方について、共産党の志位委員長が、たばこ税の増税をする場合に、たばこの被害に苦しんでいる人たちの対策や医学研究、予防対策などの予算措置、こういうものを明らかにして、その増税分をその財源に充てる、こういうふうにして国民の健康に資するという立場を明確にするということが必要だというふうに見解を述べているんです。

つまり、増税分、これはたばこ税ですから市町村税になるわけでしょう。そうするとこの分の増税、これをどういうふう健康に資する方法、予算措置をとるかということ。これについて考えていらっしゃるかどうかお尋ねをしたいと思います。

それと、信号機の設置の問題ですけれども、周辺整備が必要になる。これ1カ所信号機を設置するのに周辺整備で500万円かかるんですか。周辺ってどのような周辺整備をなさるんですか。それがわかりませんね。もうちょっときちっとした答弁を求めたいと思います。

それと、41号については1位不動の原則が働いていると言ったんです。私も実を言うと談合をやってまいりました。そのときに予定価格がわからないときには、大体チャンピオンがとるために、そこが一番低く入札価格を出して、後のほかにはそれよりも高い落札金額を示して入札をするんですね。

ですから2回目も3回目もチャンピオンがとれるようにすると。これが1位不動の原則が働くという分析ができていますよ。これについてどういうふうにお考えか、答えていなかったもので、それについてお答え願いたいということと、平成21年度、これも指名競争入札で4社でしたね。小型自動ポンプ車付のこの入札でしたけれども、これも鈴機530万、落札率100%ですね。

それから平成20年の物品購入、これを見ますと3件あるんですね。すべてですよ、消防ポンプ、これ全部鈴機ですよ。平均落札率が93.8%になっています。鈴機しかとっていない。残念ながら平成19年前のやつが、私手元にかどうか、物品購入についてはデータを入力していなかったのわからないんです。

平成19年度前、平成17年、18年、19年、どうだったんですか。鈴機ではないんですか。そうい

うことからいうと、意図的にこの鈴機がとっているというふうに見られても仕方がないのではないですか。19年、18年、17年の実績、もしおわかりだったらお教え願えますか。

それと、今の1位不動の原則という入札談合の実態の件についてのご見解も含めて、お答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

ただいま承認第1号についての佐藤議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、質問内容ですけれども、毎月徴収かというご質問だったと思います。今回の改正によりまして、以前ですと給与所得者については事業所が特別徴収を行っている場合には、給与分について12月で特別徴収を行っております。今回公的年金が支給されております方については、それらの給与所得と合算して課税を行い、12月で、すなわち給与と同じように12月で割り返した額で毎月徴収という形になります。

次に、議案第37号のたばこ税の税率引き上げに関して、先ほど佐藤議員がおっしゃいましたように、健康に資するため、すなわちたばこを喫煙していない方々のために何らかの予算措置等は考えているかということですが、現実問題今回の引き上げによりまして、去る3月の定例会でもご説明しておりますように、現実的にはたばこ税そのものの額的には、昨年よりも約4000万円ほど下がるような予算計上をしております。

そういう中で、現実的に増税の分は含まれるわけですが、具体的な措置等計画は持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ご質問にお答えをいたします。

1工区と2工区の違いというお話でございましたが、ご承知のように、今回の第2工区につきましては、排水路整備の上流地点から工事車両、それから搬入路の整備等を進めながら工事を進めてきたという状況、それから1工区につきましては排水路の下流から、同様に搬入路を整備しながら工事を進めてきたという状況でございます。

さらに、降雨の状況につきましては、前半はともに影響を受けながら工事を進めてまいったという状況でございました。今回の2工区については後半の降雨に大変影響を受けて遅延をいたしましたという状況でございます。

また、搬入路の整備をしながらという状況での工事でございますが、最終的に敷き鉄板を使用する工事でございます。最終鉄板の引き上げ等がおくれてしまったという状況でございます。

また、搬入路の整備をしながら進めた状況の中には、当然設計の時点で敷き鉄板等の設計を見ながら工事を進めてきたという状況でございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

最初に信号機、交差点の信号機の設置の関係でございます。工事の概要でございますが、新しく十字路に信号機を設置しますので、歩行者のための信号を待っている場所が必要になります。その場所の舗装でございます。

それと、歩行者の安全を確保するために、ポストコーンということで、それぞれ両側に4本ずつ8カ所設置をいたします。

また、街路灯がございまして、それを移設するという工事をいたします。

また、安全啓発ということで、信号機が設置されたということで、看板の設置をいたします。そのほか、国道とか、市道の部分でございますが、白線を新しく設置をする、また撤去をするということで、自転車の横断歩道の設置、停止線の設置、中央線の一部撤去、ガードレールがございまして、それらの撤去、植栽の一部撤去というようなことで工事をする予定でございます。関連する整備の部分でございます。

次に、指名競争入札の関係でございます。ただいまのご質問をいただいておりますが、特殊車両については先ほどもございましたが、入札と申しますか、受注業者がここ何件かは特殊車両鈴機でございます。これらについては、結果としてそういうことでございまして、指名委員会の中でもそのような業者については検討をさせていただいて、指名をしております。適切な入札がされているというふうに思っております。

また、17年、18年、19年の実績ということでございますが、手元にはございませんので、後でご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

今、土木部長ね、前半は問題なかったけれども、後半の影響を受けた、これでもやっぱり違いが、違うではないですか。最初は前半の降雨と後半の降雨両方言ったんですよ。前半はなくなってしまったんですね。

それと、降雨の影響がどういうふうになっているのかわかりませんが、これ、現場がわからないんですよ。ご存じのとおりと言われたんですけども、ご存じじゃないんです、すみません。

上流地点が2工区なんだろう、1工区が下流なんだろう。降雨の影響というのはどちらかという下流のほうに影響するのではないんですか。

萩原工務店がなぜ工期内に終わって、この鹿洋建設がかように遅くなったのか、これをきちっと説明しないとわからないんですよ。鉄板を引き上げたとかどうだとかって。その違いがよくわからないの、説明の仕方が悪いです。ですから、今回また答弁しても同じような答弁になると思いますので、違いがよくわかるように表にして出していただけますか。違いのよくわかるように。答弁は結構です。

それから、市民部長のほうで、たばこ税の引き上げがあっても4000万円下がる予想だということですが、これはたばこ税が上がるということを前提にしても、4000万円収入が減になるという予算だったんですか、それを確認したいと思います。

ということは、なぜそれだけ下がることになったのか。それについての要因も含めてお願いしたいと思います。

それと、総務部長のほうについては、るる説明をされました。歩行者のための場所の舗装だとか、ポストコーンの設置だとか街路灯の移設だとか、看板の設置等々、これについても明細をですね、内訳を提出していただけますか。そして合計金額が約500万円になるというふうにしていただきたいなというふうに思います。

あとは、消防自動車のことについてですけれども、ほかが指名やっているよということだけではないんですよ。今私が言ったのは、1位不動の原則があるでしょうと。見ればわかるでしょう、結果見れば。そして落札率が99.68ですよ。100%近いと。これまでもそういう実態があるのではないかと。何か結びついているんですか、鈴機と。そういうふうに疑われてしまうんですよ。ずっと鈴機がとっているんですよ。

ほかはとる気がないみたいじゃないですか。とる気がないような指名をするのではないというのを私言いたいんですよ。競争するような気持ちのない、こういう業者を指名していいんですかと。鈴機先にありきということになってしまう。だから一般競争入札にすべきだということなんですよ。特殊だ、特殊だっていうふうに言っていたら、何でも特殊になってしまうのではないですか。これ、1位不動の原則の問題について、どうお考えか、適正な入札の結果だと自信を持って言っているみたいですが、お答え願えますか。

○議長（桂木庸雄君）

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

たばこ税の平成21年と22年の予算の関係で、先ほど私のほうから約4000万円ほど当初予算で減額しているということをお答え申し上げましたけれども、その平成22年度の予算計上に当たりましては、平成19年からの現実的なたばこの消費、これがデータでいきますと、18、19を比較しますと8.2%の減、その翌年が19、20で約4.1%の減、昨年につきましては7.6%の減というようなことで、消費本数が毎年減を招いております。

平成21年の実績でいきますと当初予算2億6400万円計上させていただいたんですけれども、3月の補正で減額したにもかかわらず、なおかつ21年度決算時期に当たりまして、それ以上の150万円ほどまた歳入不足になってしまったというようなことで、ここ三、四年かなりの消費本数が減っているということで、今回の増税分も見込んだ中で再計算しましたらば、4000万円ほど減という数字が算出できましたので、そういうことで予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問でございますが、先ほどと同じようなことになると思いますが。

[佐藤議員「まず内訳の提出はオーケーですか」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

はい。先ほど申し上げましたが、17年、18年、19年について。

[佐藤議員「違う。その前のやつ。交通」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

交通の工事の概要については提出をさせていただきます。

また、入札の関係でございますが、これにつきましては先ほど申し上げましたが、このような特殊車両等につきましては、これまでも入札の選考委員会の中で、それぞれの案件のときに協議をさせていただいております。県内の状況等によりまして、実績のある会社ということで指名をさせていただいております。

先ほど申し上げましたが、その入札に関しまして、議員さんの言われるような高いパーセントが出ているわけでございますが、私どものほうとしては、直接関係はしておりませんし、このような入札……。

[佐藤議員「関係はしてんじゃないかって、そういう実態をどう見ているかということ」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

そういう実態といいますか、結果としてそういうふうな状況になっているというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

先ほどのご質問で、違いがわかるような表にしてというご提案でございましたので、後日表にして提出をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

そのほかの質疑ありませんか。

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

私のほうからちょっと質疑をいたします。

承認第1号の専決処分事項の承認を求めることについてでありますけれども、専決処分書の中に地方自治法……。

○議長（桂木庸雄君）

はい、ちょっと圓城寺議員さん、ちょっと。所管内の内容の質疑ですので、ご遠慮いただきたいと思ひます。

○17番（圓城寺正道君）

工事のほうは違うでしょう。工事のほう聞くんだもん。

○議長（桂木庸雄君）

承認第1号でしょう。

○17番（圓城寺正道君）

それに関連したから工事のほうを聞きたいということなんだ。2号。ここにも関連してそういうことで2号のほうを聞きたいと。

○議長（桂木庸雄君）

承認2号ね。

○17番（圓城寺正道君）

うん。

○議長（桂木庸雄君）

はい、わかりました。

○17番（圓城寺正道君）

間違いました。

工事の内容ですけれども、いろいろ私なりに調査した結果、3月31日に工事完了、検査完了ということで聞き及んでいるんですよ。それにもかかわらず専決処分事項であれば、4月2日に繰越明許と、これ、副市長が言ったということで、普通ならば工事完了したら、その時点でやるのが当然だと思うけれども、なぜこんなことでやっているのか、工事完了して検査したといえ、その時点で終わるのが当然だと思うんだけど、その時点でそういうことでいろいろ、いとまがないとか何とかという理由をつけていつもやっているようすけれども、いとまというのは暇でしょう。暇。

わからないような言葉を使っていとまと使うけれども、やっぱりそういうことで、なぜこのようなことになったのか、ご説明をお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

私からお答えをいたします。

先日もお答えを申し上げたところでございますけれども、2644の排水施設工事につきまして2工区、3月31日でほとんどできておったと、そういうお話でございますが、竣工検査に至らなかったということでございますので、繰り越しの手続きをとらせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

契約したのに、副市長さんね、1カ月仕事していないんですよ。1カ月。それでまして文書で2回もこれ忠告しているのは事実でしょう。その点はどうなんですか。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

今お話を伺った件でございますが、確かめましたら、そのような事実があったそうでございます。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

○17番（圓城寺正道君）

事実、今ごろ副市長が気がついて、確かめたから今気がついたんでしょう。今、後ろに問い合わせて。2回も忠告しておいて工事おくれた理由はないでしょう。文書なんですよ、それも。それでましてまた繰越明許ときたら、そのやらなかった処分に対してのことはどういう対処をすることになったんですか。伺います。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

着手が非常におくれたというお話でございますけれども、その件については前にもお話ししましたけれども、後になって承知したということでございます。私としまして。

それからそれに関連して、ペナルティーはあるのかという趣旨のご質問だと思うんですけども、ペナルティーは特に与えておりません。

○議長（桂木庸雄君）

17番 圓城寺正道君。

[「条例違反」と呼ぶ者あり]

○17番（圓城寺正道君）

何ですか。

[「条例違反だよ」と呼ぶ者あり]

○17番（圓城寺正道君）

今、わきのほうから今聞こえているけれども、条例にも違反するというので、条例も当然違反するんですけども、指名の停止というのは、これをやらなくては、ほかの業者さんにも示しがつかないんじゃないかと思うんですけども、その点は、指名停止と条例違反といろいろ議員さんが言っているようですけども、その点に対しては副市長さん、どういう考えで処置しますか。

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

本件につきましては、工期延期の措置もっております。その中で最終的には先日お話ししましたように、3月31日までの工期だったものを、4月14日まで延長しております。その中で竣工検査が4月12日に行われたということです。

[圓城寺議員「議長、そういうこと聞いていない。今のことに對してもう一回答弁してくれ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

工期延期の措置をとっておりますので、指名停止ということまでは考えておりません。

[発言する者あり]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時06分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

副市長 圓城寺和則君。

○副市長（圓城寺和則君）

いろいろお時間をとらせて申しわけございません。

承認2号の件について何かとご質問いただき、ご指摘をいただいております。先ほど来申し上げておりますように、この工事につきましては工期を4月14日まで延長いたしました。その中でその延長した工期の中で完成をしておりますので、竣工検査ももちろん終わっております。

それから今回いろいろとご指摘をいただきましたように、繰り越しに当たって年度末ぎりぎりになって繰り越しの有無を判断するということでは、適当でございませんので、もう少し早い段階で見通しをつけるように十分留意してまいりたいというふうに考えております。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ご質問の中で先ほど副市長のほうからもお話し申し上げたかと思いますが、契約後の工事のおくれ、さらには工程会議等も含めた中での2回の指示という状況で進めてまいったところでございます。

また、先ほどの佐藤議員さんへの質問の中でも、降雨の状況という説明だけでございました。その間工事発注後、完了までに2度ほど工期の延長をしている状況でございます。ただいま副市長のほうからもお話ございましたが、当初3月26日までの工期を31日までに変更し、さらに4月14日まで変更したという状況でございます。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに質疑ありませんか。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

お伺いします。

まず2点ほどお伺いしたいんですが、その前に今、圓城寺議員のほうから質問したときに、所管内というような議長からの発言ございましたが、この件については私どもの所管の関係と歳入

面が絡んできますので、この歳入面、その歳入面というのは、繰越明許の補正、これは地方債の分だと思えます。さらには国県の補助金が絡んできますので、この点絡めて質問させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

[発言する者あり]

○議長（桂木庸雄君）

それではただいまの栗山議員さんの要望ですが、歳入の部分については結構です。

○18番（栗山千勝君）

これ、歳入と言うけれども、歳入と歳出絡んだことなんですよ。これ、絡んでるの。歳入の面だけでも構わない、これ絡んだ話なんですよ。これ、同時にやらなくてはならないですよ。よく考えてください。

○議長（桂木庸雄君）

歳入歳出の予算の面についてはよろしいです。

○18番（栗山千勝君）

これ、繰越明許の補正、これ地方債ですよ。この繰越明許そのものが、4月2日にできるかということ、これ4月2日に繰り上げて市長は繰越明許をしたと言うんですよ。

さらには、3月31日に、国県の補助金、これついていますよね。国県の補助金が3月31日に、国県でもって繰越明許を認めているのか、認めていないのか。これ、物理的に無理です。ということは、この前も申し上げましたけれども、完了検査を終わったということを総務委員長、圓城寺議員、加固議員、私も聞いているんですよ。それでさかのぼってこれ、繰越明許したと言うんですよ。当然これ地方債を繰越明許するのであれば、国県の補助金までこれ繰越明許しなくてはならないですよ。

ほかに絶対私どもの担当委員会でこれもっときちんとやりますけれども、具体的にこの点について、一番問題は4月2日に繰越明許しているんですからね。4月2日の夕方。さかのぼってやったと言っているんです。さかのぼって繰越明許できるはずない。どんなことやったって。まずそれをお伺いします。

次に歳入の関係で、県支出金の中で、審査支払手数料補助金というものが来ていますが、これはどういうところに使われるのか、具体的にお伺いしたい。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまの承認第2号の関係でございます。繰越明許の関係につきましては、これまでいろいろ議論されておりますが、私どもの立場としましては当該事業につきまして年度内完成ができないという、事業の繰り越しの事務手続を受けまして、予算の翌年度繰越措置ということで、繰越明許費の設定を行ったところでございます。事業繰り越しの事務手続につきましては、3月31日付の処理でございます。それを受けまして繰越明許の予算の措置をした内容でございます。

さらに、起債の翌年度繰越、あるいは補助金の関係ということでございますが、この事業につきましては詳細については担当部が把握されておりますが、21年度前払いということで40%の支出、さらに22年度、翌年度繰り越し60%の支出割合になっております。これにつきましての地方

債、財源の手当でございますが、これにつきましては21年度事業というようなことで許可、同意をいただいておりますので、その中で40%について同意に基づきまして予算措置をします。

さらに、繰り越し分につきましては今後起債充当の事務手続をする。そういう形で財源充当を考えている内容でございます。

私のほうの立場では以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時15分

再 開 午前11時17分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 川島祐司君。

○市民部長（川島祐司君）

大変申しわけありませんでした。

ただいまの栗山議員の質疑にお答えを申し上げます。

議案第40号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）中、歳入の部分で、15款 県支出金、2項 県補助金、2目 民生費県補助金の中の審査支払手数料補助金27万3000円の補正でありますけれども、この補正につきましては、このたび提案しておりますように、議案第38号で医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を提案してございます。この中に今までですと6歳までが対象でしたが、今回9歳まで引き上げる改めを提案しております。その3歳分、すなわち今までよりもレセプトの点検量が3歳分ふえますので、そのふえる部分を連合会のほうに支払う分について、県の補助金が支給されるということで、補正予算を計上したものです。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

繰越明許の関係だけれども、非常に執行部は3月31日、3月31日と言っているけれども、4月2日にあの繰越明許しているんですよ。これ、副市長の命令によってこれ、やっているわけ。これ明らかなんですよ。3月31日にあなたらは、これ虚偽の手続になるでしょう。担当部署はあの工事については、もう道路の部分は設計外だからできたということで、もう確認とっているんですよ、あの3月31日に。

4月2日に繰越明許、そんなことあり得るわけない。だれが考えたって。担当職員もやる気なくしてしまいますよ、そんなことやったらば。副市長みずからがさかのぼってやったと言っているんですよ。そんな行政運営ないですよ。国県の補助金だって3月31日の5時過ぎに連絡して繰越明許しますからと、どういう手続したか私は知らないけれども、その手続はどういうふうにしたのかね。国県の手続の方法、いつ幾日文書で出したのか、電話でやったのか。きちんと答弁してください。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

繰越明許の事務手続に関しまして再度の質問でございますが、財政担当での予算措置としての事務につきましては、先ほど申し上げましたように3月31日の事業繰り越しの措置、その措置を踏まえまして、あくまで予算措置を3月31日付でしたというようなことでございます。事務処置の経過でございます。

ただいまの補助金の関係でございますが、私どもについては基本的に地方債起債事業ということでとらえておりますが、再度のご質問の中で国県の補助金の手続の関係につきましては、私どものほうで把握しておりません。この部分につきましては担当部門のほうから説明をしたほうがよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

ただいまの栗山議員さんのご質問の内容でございますが、手続の方法等について私も確認をしてまいらなかったということで、後日確認をした上でご報告をさせていただきたいと思っておりますが、よろしく願います。

[栗山議員「議長、後日っちゃんないでしょう、これ。確認、部長がしてないと言ったって、部長決裁があるでしょう。副市長も決裁あるし、市長もあるでしょうが。後日ってないでしょう、これ。こんなばかな話ないよ。きちんと答弁させてくださいよ」と呼ぶ]

○議長（桂木庸雄君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時24分

再 開 午前11時37分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部に申し上げます。質疑者に対してわかりやすい答弁をお願いいたします。

答弁を求めます。

土木部長 松澤徳三君。

○土木部長（松澤徳三君）

大変申しわけございませんでした。

今回の工事の内容につきましては、起債事業として実施をしたものでございまして、先ほど議員さんからお話しあった国県等へのご報告や手続等につきましては行なっておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

先ほどのご質問の国県への報告等についてでございますが、今回の事業につきましては地方債起債事業として行ったものでございまして、国県等の補助は入れてございませんので、その旨の

報告や手続につきましては行っておりません。

以上です。

○議長（桂木庸雄君）

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

あとはまだ総務委員長に聞きたいと思うんですが、この議案の付託表の中に、この承認案件2号が総務委員会に入っていないということはどういうことなのか。ちょっとおかしいんじゃないのかなと思うんですよね。

そこら辺のところちょっと説明してください。

○議長（桂木庸雄君）

事務局長 土渡良一君。

○事務局長（土渡良一君）

ご質疑にお答えいたします。

議案付託につきましては、これまでの例のとおりということでございますので、所管のところということでございます。よろしく願いいたします。

[栗山議員「範囲が違うでしょうよ。それじゃ何でおれに質問させたの。

おかしいでしょうよ。それじゃあ」と呼ぶ]

○事務局長（土渡良一君）

補足でご説明申し上げます。

先ほどあった議案質疑の点につきましては、予算書にかかる予算面でのご質疑ということでありましたので、当然それは総務委員会のほうに持っておりますので、産業建設委員会に入られる委員さんにご質疑ができるということでございます。

[「これのこと言っているんだ、これ、付託議案」「2号の補正の分だよ。

入っていないのはおかしいでしょう」と呼ぶ者あり]

○事務局長（土渡良一君）

これまでと同じです。

○議長（桂木庸雄君）

今までどおりの付託の内容です。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、ないし議案第41号 災害対策特殊水槽付消防ポンプ自動車の取得についてまでの各議案の審査につきましては、お手元に配付の議案付託表案のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

次いでお諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万一付託違いがある場合には議長において処理す

ることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第 2 休会についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

各委員会の開催及び議事整理のため、あす6月9日から6月17日までの9日間を休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（桂木庸雄君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は6月18日午後2時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

この後、各委員会において会議を開く際は、総務委員会は会議室、文教厚生委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室でお願いいたしたいと思います。

本日はご苦勞さまでした。

散 会 午前11時43分